

令和6年度 セーフティネット資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、取引先の倒産、事業活動の制限等により事業活動に著しい支障をきたしている中小企業者の事業資金の融資を円滑にすることを目的とする。NPO法人も利用可能。

(取扱金融機関)

第2条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(信用保証)

第3条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとする。

(補助金等)

第4条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を、保証協会に補助するものとする。

(融資の対象)

第5条 融資の対象は、県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している中小企業者であって、次の各号に定める者とする。

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかの規定に基づき、特定中小企業者の認定を受けた者。

- ① 経済産業大臣の指定(同省告示による指定)を受けた事業者に対し、売掛金債権その他省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ② 経済産業大臣の指定(同省告示による指定)を受けた事業者に対し取引のあるもので、取引数量の減少等の事由が生じている中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ③ 経済産業大臣の指定(同省告示による指定)を受けた地域において、同大臣の指定(同省告示による指定)を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ④ 経済産業大臣の指定(同省告示による指定)を受けた地域で事業を行う中小企業者であって経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ⑤ 経済産業大臣の指定(同省告示による指定)を受けた業種に属する事業を行う中小企業者で経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ⑥ 破綻金融機関等と金融取引を行っている中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの

(2) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、特例中小企業者の認定を受けた者。

(資金の使途)

第6条 資金の使途は、経営の安定を図るために必要な運転資金又は設備資金とする。

(融資の条件)

第7条 融資の条件は次のとおりとする。

(1) 融資限度額

1企業8,000万円、1組合11,000万円

なお、セーフティネット資金（緊急資金）、セーフティネット資金（原材料価格高騰対応等緊急資金）、原材料価格高騰対応等緊急資金、経営安定支援資金、倒産・災害関連資金の融資残高がある場合はこれを差し引いた額とする。

また、セーフティネット資金（危機関連）は他のセーフティネット資金とは別枠の融資限度額を有する。

- (2) 融資利率 取扱金融機関所定利率（固定利率でも変動利率でも可）
- (3) 保証料率 年率 0.44%（第5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）の場合）
 年率 0.50%（危機関連（中小企業信用保険法第2条第6項）の場合）
 年率 0.60%（その他（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～4号、6号）
 の場合）
- (4) 融資期間 10年以内（据置期間1年以内）
- (5) 返済方法 元金均等月賦返済
- (6) 担保 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。
- (7) 保証人 必要に応じて徴求する。
 ただし、法人代表者以外の連帯保証は原則徴求しない。

（融資の手続き）

- 第8条 融資を受けようとする者は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号及び第2条第6項の規定に基づく市町長の認定を受け、保証協会又は取扱金融機関所定の申込書に認定申請書（様式1から様式6及び様式10）を添付して、取扱金融機関に融資の申し込みを行うものとする。
- 2 取扱金融機関は、前号の申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認められるものについては、保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
- 3 保証協会は、前項の依頼があったときには、内容審査のうえ諾否を決定し、取扱金融機関に通知するものとする。
- 4 取扱金融機関は、保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経て融資を行うものとする。
- 5 前項の融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との間に締結される契約に定めるところによるものとする。

（報告）

- 第9条 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときは、その旨を保証協会に報告するとともに、以下の場合は、半年に一度、業況報告書（様式9）を提出するものとする。
- なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。
- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号による場合
 平成23年6月1日保証申込受付分からとする。ただし、保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受付をしたものはこの限りでない。
- (2) 中小企業信用保険法第2条第6項による場合
 貸付実行後、貸付日の属する半期は報告の対象外とし、次の半期を第1回目の報告対象期間とする。上半期の報告期間は10月から11月末までとし、下半期の報告期間は4月から5月末とする。よって初回の報告は貸付実行後、半年超から約1年後のタイミングで行い、以後半年毎に報告する。ただし、報告期間が危機指定期間と重複する場合は、指定期間終了後の翌日から2ヶ月以内に、既に到来した報告期間分の報告をすることとする。（ただし、指定期間終了前に報告しても差し支えない。）
- 2 保証協会は、保証を付した融資にあっては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月の10日までに三重県知事に報告するものとする。

（金融機関の責務及び報告）

- 第10条 金融機関は、伴走支援型特別保証付融資について、次の責務を有し、必要な報告を行わなければならない。
- (1) 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企

業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。

2 金融機関は、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）について、次の責務を有し、必要な報告を行わなければならない。

- (1) 申込中小企業者が、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。
- (2) 半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- (3) 半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (4) 上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(その他)

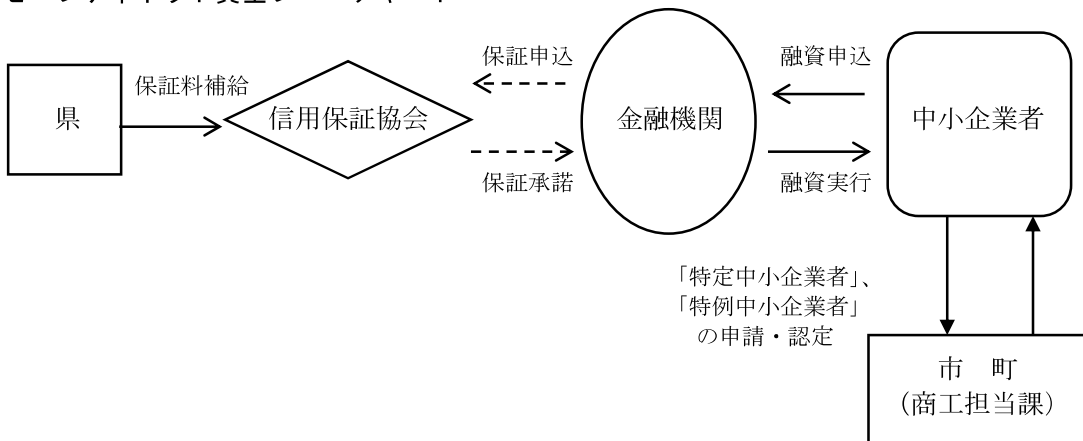
第11条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。

なお、保証料率については、県の保証料補助後の率を記載する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度セーフティネット資金融資要綱は令和6年3月31日付けで廃止する。
- 3 一部改正令和6年12月1日

セーフティネット資金フローチャート



【参 考】

中小企業信用保険法第2条第5項「特定中小企業者」の認定について

1 特定中小企業者とは

「特定中小企業者」とは、中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいいます。具体的な事由は四半期(半期)毎又は必要の都度、経済産業大臣が指定を行います。

- 第1号 民事再生手続き開始の申立等を行った大型倒産事業者に対して売掛金債権等を有していることにより、資金繰りに支障が生じている中小企業者
- 第2号 生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者
- 第3号 突発的災害(事故等)の発生に起因して売上高が減少している中小企業者
- 第4号 突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
- 第5号 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 第6号 破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより借入の減少が生じている中小企業者
- 第7号 金融機関の支店削減等による経営の合理化により借入れが減少している中小企業者
- 第8号 整理回収機構へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち事業の再生が可能なる者

2 認定の手続き 住所地を管轄する市町(商工担当課)に別添様式(様式1～様式8)による申請書と証明書類を提出し、認定を受けます。住所地とは、主たる事業所の所在地をさします。

3 認定を受けると 信用保証の経営安定関連特例の対象となり、通常の保証枠に加えて別枠の特別保証枠を利用できます。保証料は弾力化の対象外で、第1号から第4号、第6号の場合は責任共有制度の対象外となり、第5号の場合は責任共有制度の対象となります。

なお、三重県中小企業融資制度(セーフティネット資金)では、第1号から第6号を対象として保証料の減額措置を行っています。(7号、8号は減額措置の対象外)

4 認定要件の例(第5号の場合)

〈要件〉「経済産業大臣が指定する業種」に属する事業を行い、かつその事業に関する取引数量の減少等により経営の安定に支障を生じている中小企業者。

〈認定基準〉

- (イ) 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比5%以上減少していること。
- (ロ) 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。
- (ハ) 最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少していること。

中小企業信用保険法第2条第6項「特例中小企業者」の認定について

1 特例中小企業者とは

「特例中小企業者」とは、中小企業者であって、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいいます。

2 認定の手続き 住所地を管轄する市町(商工担当課)に別添様式(様式10)による申請書と証明書類を提出し、認定を受けます。住所地とは、主たる事業所の所在地をさします。

3 認定を受けると 信用保証の危機関連特例の対象となり、通常の保証枠に加えて別枠の特別保

証枠を利用できません。保証料は弾力化の対象外で、責任共有制度の対象外となります。

なお、三重県中小企業融資制度(セーフティネット資金・危機関連)では、保証料の減額措置を行っています。

4 認定基準

- (イ) 金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。
- (ロ) 法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1ヶ月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。